



上土幌町企業滞在型交流施設 整備・運営事業者が決定しました

4月23日(金)に、企業滞在型交流施設整備に伴う整備・運営事業者を選定するためのプロポーザル(企画提案)公開ヒアリングが開催されました。今回のプロポーザルでは、整備・運営事業者を選定するにあたり、参加の意思があったグループから企画提案を受け、創造性や技術力などの審査を行いました。今後は基本設計・実施設計を行い、9月頃に着工する予定となっております。

- 審査結果**
- ◆最優秀者(委託予定者) 上土幌町企業滞在型交流施設整備・運営コンソーシアム
 - ◆代表事業者 (株)スパイスボックス
 - ◆構成員 (株)MUJI HOUSE、(株)土屋ホーム、(株)橋内建設
 - ◆企画提案提出業者数 1社

なお、企画提案書は、プロポーザル選定委員会が整備・運営事業者を選定することを目的として、技術力や企画力等を評価するために、要求に対する提案や業務の実施方針などについて提出を求めたものです。今後の整備・運営業務につきましても、必ずしも提案内容に拘束されるものではなく、提案者と町側とで十分協議し、検討を重ねながら進めていくものとしております。また、本事業について、説明会を夏頃に実施する予定です。詳しい日程は決まり次第お知らせいたします。

※お問い合わせは、ICT推進室(☎7-7230)まで

あなたの一番身近な相談員

民生委員児童委員は、地域のみなさんが安心して暮らしができるように、身近な相談相手として国から委嘱され活動しています。また、必要に応じて、行政や具体的な支援などを担う機関につなぐ役目を担っています。子どものことを専門に担当し活動する「主任児童委員」もおります。もちろん、個人の秘密は守ります。

民生委員児童委員

令和3年度 民生委員児童委員名簿 (R3.5.1現在)

住所	氏名	電話	担当地区
15区	馬場 美子	2-2904	4区、5区、8区
1区	斉藤 博子	2-4320	2区・3の1区・13区
3の2区	齋藤美恵子	2-2608	3の2区
9区	鈴木 文義	2-3642	9区、16区
10の1区	谷口 美香	2-4905	10の1区・10の2区
1区	浜名 里美	2-3594	1区
7の1区	田中 松雄	2-3308	7の1区
3の2区	野中 美尾	2-2146	11の2区
2区	岩佐 三鈴	2-4513	10の1区・10の2区・14区
11の1区	伏見二三子	2-3761	11の1区
11の1区	江波戸礼子	2-3187	6区・11の1区・12区
7の2区	尾形 祐子	2-4887	7の1区・7の2区
北居辺	菅原 慎一	2-4490	17区・北居辺
萩ヶ岡	長屋 晴夫	2-4326	萩ヶ岡・清水谷
勢多	松岡 正清	2-4038	上音更・豊岡・勢多(15・16区更進)
北門	兼子 義雄	2-4350	北門・東居辺
ぬかびら	河田 充	4-2033	ぬかびら・幌加・三股
3の1区	村上 初枝	2-2183	《主任児童委員》全区域
11の1区	保里 明子	9-2127	《主任児童委員》全区域

- 配慮者(要支援者)登録をしませんか?**
- 民生委員児童委員は、町が行っている平常時の見守りや災害時の助け合いのための「災害時等配慮者及び避難行動要支援者登録台帳」の登録作業に協力しています。登録を希望される方は、地区の民生児童委員または町保健福祉課にご相談ください。
- ◆対象者
- 65歳以上の一人暮らし高齢者または75歳以上の高齢夫婦世帯
 - 障がいのある方や在宅介護サービスを受けている方 など
- ◆内容(本人の同意による登録と情報提供)
- ①本人の氏名、電話、身体状況や、緊急時の連絡先(親族等)などを登録します。
 - ②登録情報は、町、消防、福祉関係団体、民生委員児童委員、地域支援者などで情報共有され、緊急時に役立てています。

※お問い合わせは、上土幌町民生委員児童委員協議会<事務局:保健福祉課社会福祉担当(☎2-4296)>まで

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、ひとり親世帯の生活支援を行うため、給付金の支給を実施しています。

給付対象者

- 以下のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児の場合は20歳未満)を監護するひとり親世帯
- (1)公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給額 児童一人あたり一律 5万円

申請方法

- 対象者の要件に該当する方は申請が必要です。必要書類は、事前にお問合せください。
- ◆申請期限 令和4年2月28日(月)
 - ◆申請先 上土幌町役場 保健福祉課福祉担当窓口
 - ◆申請書類
 - 申請書の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
 - 支給対象者名義口座が確認できる書類(通帳、キャッシュカードなど)
 - 支給要件に該当することが確認できる書類(戸籍など)
 - 申請月に近接する任意の1か月の収入額が分かる書類(給与明細書など)
- ※昨年度の「ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給された方には、北海道より郵送でご案内しています。



※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2-4296)まで

町税は、納期限までに納めましょう!

町税のお知らせ

◆便利な口座振替をご利用ください

口座振替を希望される方は、町内の各金融機関で手続きをしてください。手続きの際には、預金種目、口座番号および通帳の印鑑が必要です。

◆口座振替による軽自動車税の車検用納税証明書の発行について

口座振替により軽自動車税を納めた方には、口座振替後の6月中旬に車検用納税証明書を発送します。受け取った納税証明書は、車検の時まで大切に保管してください。なお、納税証明書が届く前に車検を受けられる場合は、お手数ですが、役場町民課納税担当窓口で納税証明書(無料)を発行しますので、車検証と身分の分かるもの(運転免許証など)を持参してお越しください。

◆集金のため訪問徴収をいたします

病気、けが、仕事の都合などのやむを得ない事情により納めに行けない場合は、ご自宅などを訪問して集金いたしますので、町民課納税担当までご相談ください。

令和3年度 町税等納期限一覧表

税目	1期	2期	3期	4期	5期	6期
軽自動車税	5/31	-	-	-	-	-
固定資産税	5/31	8/2	9/30	11/30	-	-
町道民税	6/30	8/31	11/1	12/27	-	-
国民健康保険税	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27
下水道受益者分担金	5/31	8/2	9/30	11/30	-	-
介護保険料	6/30	8/2	8/31	11/1	11/30	12/27
後期高齢者医療保険料	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27

※すべて普通徴収の場合

※お問い合わせは、町民課納税担当(☎2-4294)まで

結婚新生活支援事業



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用等)の支援を行います。

◆事業概要

- ◇対象 ①令和3年1月1日から令和4年3月31日までに入籍し、本町に住居票があり居住している世帯
②夫婦の所得の合計額が400万円未満の世帯
③夫婦とも婚姻届が受理される日における年齢が39歳以下の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ◇対象経費 ①新居の購入費
②新居の家賃や敷金・礼金、共益費、仲介手数料
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の支給対象となる部分は対象外
③引越業者や運送業者に支払った引越費用
- ◇補助額 1世帯当たり上限30万円
※対象経費が30万円に満たない場合は対象経費相当額
※1,000円未満の端数は切り捨て
- ◇対象経費の支払い期間 令和3年1月1日から令和4年3月31日まで支払った対象経費
- ◇申請期間 6月1日(火)から令和4年3月31日(木)まで

◆申請書やその他必要な関係書類、様式は町ホームページ
(<https://www.kamishihoro.jp/>)に掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

北海道の特別支援金(道特別支援金)のお知らせ

北海道では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、営業時間短縮や往来・外出自粛などにより経済的な影響を受けた全道の事業者の皆さまに対し、新たな支援金制度を創設しました。
下記の要件に該当する事業者は、中小法人は最大で20万円、個人事業者は最大10万円が給付されます。

受給要件

- ◆要件1 (①または②に該当する事業者)
 - ①札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者
※農漁業者、飲食料品、割りばし、おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者
 - ②北海道内の外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者
※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、札幌市以外や昼間営業の飲食店等、人流減少の影響を受けた事業者
- ◆要件2
令和2年11月～令和3年3月の期間のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年と比較して50%以上減少した月があること
※比較する月を令和2年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする

給付額 中小法人等:20万円/個人事業者等:10万円

受付期間 4月1日(木)～8月31日(火)

【注意】道特別支援金は、国の一時支援金の受給者は申請できません(重複申請はできません)。なお、国の一時給付金の申請期限は5月31日(月)までになります。

お問い合わせは、北海道特別支援金コールセンター(☎011-351-4101:受付8時45分～17時30分[平日のみ])まで。
※役場2階商工観光課にて「申請の手引き」を配布しております。お気軽にお持ちください。

ハレタ通信

令和3年6月号
(株)生涯活躍のまちかみしほろ 事業推進部
☎7-7630

■人材センター

会員登録募集中

「すきま時間」利用してみませんか?
「子どもが学校に行ってる間だけ働きたい」
「予定の空いてる日だけ働きたい」
そんな皆さまのご登録をお待ちしております!
単発や短時間のお仕事などもございます。
皆さんの「得意」なことを活かしてみませんか?
まずはお気軽にご相談ください☆



▲ポスティングや窓ふきなど ▲詳しくはこちら

■ママのHOTステーション

ママが「行きたいな」と思えるようなホッとする場所づくりを目指して、毎週金曜日にふれあいプラザで開催しています。最近は地域の方々が赤ちゃんを見に来てくださり、世代を超えた交流ができています。どうぞお気軽に見学にいらしてください♪
(緊急事態宣言中はお散歩活動になります)



▲詳しくはこちら

■MYMACHI(マイミチ)

6月7日(月)スタート予定!!

「MYMACHI(マイミチ)」は、若者が上士幌町の大自然の中で、町の人たちと出会い、仲間とともに「遊ぶ・学ぶ・働く」ことを通して「自分らしく生きる」ことを感じる1か月間の体験プログラムです。昨年の活動はYoutube(下記QR)でご覧いただけます!



▲詳しくはこちら

■ハレたねチャレンジャー企画

6/19日 移動本屋 鈴木書店

「書店のない地域でも本を買える場所を提供したい」との思いから十勝管内で移動本屋の取り組みをスタートした上士幌町出身の鈴木司さん。大型書店とはひと味ちがうセレクトの本をそろえて、町の皆さまをお待ちしています。



▲詳しくはこちら

【ハレタかみしほろスタッフより】

「ハレタってどんなところ?」を知っていただくために、毎月この紙面で活動報告をさせていただくことになりました。各事業のQRコード(四角いマーク)をスマホのカメラで読み取っていただければ、より詳しい情報をインターネットのページで見ることができます。ハレタにもどうぞお気軽に見学にいらしてください♪



未来に届けるWebメディア
上士幌ホロロジーサイト

道の駅かみしほろ6月11日(金)～13日(日) 1周年記念祭

6月11日、道の駅は開業1周年を迎えます。感謝記念として3日間イベントを開催いたします。詳細は後日お知らせとなりますが、ぜひご参加ください。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止となる場合があります。

協賛企業様一覧
有限会社 片原商店 / 株式会社 DAYKE / 有限会社 十勝しんむら牧場
十勝製菓株式会社 / 有限会社 十勝養蜂園 / 有限会社 中島商店 / 株式会社ノベルズ食品 (50音順)
※その他、協賛企業様も決まりたい、お知らせさせていただきます

大抽選会

期間中SHOPレシートで特産品が当たる抽選会を開催

上高コラボ商品販売

高校生と考えた新商品の販売会を開催

ステージイベント

ナイタイ高原太鼓響によるステージ(13日開催予定)

お問い合わせは、TEL 7-7722 まで

子育て支援 センター通信



かみしほろ子育てサポート

～地域で子育てする喜びを一緒に感じませんか～

かみしほろ子育てサポートは、子育てをサポートしてほしい人(依頼会員)と、子育てをサポートしたい人(協力会員)が事前に会員登録をし、会員同士の信頼関係をもとに行う会員相互による子育ての援助活動です。

令和3年4月より、子どもを預かる場所は会員の自宅、子育て支援センター、ふれあいプラザ、生涯学習センターわかかなど、子どもの安全を確保できる場所としました。

- ◆ 会員について
 - ♡子育てをサポートしてほしい方 → 依頼会員
 - ♡子育てをサポートしたい方 → 協力会員
 - ♡依頼会員と協力会員の両方になりたい方 → 両方会員
- ◆ こんな時にご利用ください
 - ・保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
 - ・保育施設等までの送迎
 - ・学童保育所終了後の子どもの預かり
 - ・学校の放課後の子どもの預かり
- ◆ 利用対象児
 - 町内に居住するおおむね生後6か月から小学6年生
- ◆ 利用時間 7時～21時
- ◆ 利用料金 30分 500円
- ◆ 補償保険
 - 活動中の万が一の事故に備え、安心してご利用いただけるように町が子育て相互補償保険に加入しています。

子育て親子の笑顔を守る サポートをしませんか

子育てをサポートしたい方(協力会員)を募集中です。ほんの少しのサポートが、子育て親子の笑顔を支えます。お気軽にお問い合わせください。



■お詫びと訂正■ 広報5月号の8ページ「子育て支援センター通信」において、マミーズ講座の日程に誤りがありました。下記のとおり訂正し、お詫びいたします。
 ・マミーズ講座「お産のはなし・マタニティマッサージ」【誤】5月18日(火)、11月16日(火)→【正】8月23日(月)、1月24日(月)
 ・マミーズ講座「マタニティストレッチ」【誤】8月23日(月)、1月24日(月)→【正】5月18日(火)、11月16日(火)

※子育てサポートに関する登録、お問い合わせは、子育て支援センター(☎2-4152)まで

かみしほろ情報アプリ配信中!

～まちのお知らせや防災情報を配信します～

防災などの緊急情報や新型コロナウイルス関連情報など、重要なお知らせをお届けする新たな情報配信システムの運用をスタートしています! 利用方法は広報3月号または町ホームページをご覧ください。もしものときのため、皆さまのご利用をお願いいたします。

アプリのダウンロードはこちら



【iOS用】



【Android用】

戸別受信機を希望者(65歳以上)に貸し出します!

「かみしほろ情報アプリ」が配信するさまざまな情報を、音声でお知らせする「戸別受信機」を、希望者(1世帯に1台)に無償で貸し出します。ご希望の方は、次の貸出条件に該当することをご確認のうえ、下記連絡先までご相談ください。



- ◆ 貸出条件: 町内に居住し、満65歳以上でスマートフォンやタブレット等をお持ちでない方
- ※戸別受信機の数に限りがありますので、原則一人暮らし世帯を優先いたしますが、世帯の状況により異なりますので、ご相談ください。

※戸別受信機の在庫状況により、数か月お待ち頂く場合があります。
 ※戸別受信機の電気代(月100円程度)は利用者の負担となります。

お問い合わせは 上士幌町役場 総務課 防災担当(☎2-2111)

♥介護保険料が変わります

介護保険料は、必要とされる介護保険サービスにかかる費用に基づいて計算されます。高齢化に伴う要介護認定者の増加や、介護サービス利用の増加、国による介護報酬改定のため、介護保険料は前回と比べて増額となりました。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

第7期保険料基準額(月額)	5,000円
第8期保険料基準額(月額)	5,300円
第8期保険料 - 第7期保険料	300円

(単位:円)

所得段階	所得段階の内容	第7期		第8期		差額
		基準額に対する割合	年額	基準額に対する割合	年額	
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ③住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.30	18,000	0.30	19,000	1,000
第2段階	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	0.47	28,200	0.47	29,800	1,600
第3段階	住民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.67	40,200	0.67	42,600	2,400
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	54,000	0.90	57,200	3,200
第5段階(基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	60,000	1.00	63,600	3,600
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.10	66,000	1.10	69,900	3,900
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.25	75,000	1.25	79,500	4,500
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	90,000	1.50	95,400	5,400
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の人	1.70	102,000	1.70	108,100	6,100

♥新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

(介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の生計維持者(世帯主など)が死亡または重篤な傷病を負った場合や、生計維持者の収入が前年の収入に比べ10分の3以上減少する見込みである場合において、保険料(税)の減免措置を受けられる場合があります。

※前年の所得金額により減免を受けられない場合があります。
 保険料(税)の納付が困難な場合には、一度ご相談ください。

※お問い合わせは、介護保険料:保健福祉課介護保険担当(☎2-4296)
 国民健康保険税:保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)
 後期高齢者医療保険料:保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで